

東京2020大会都立競技施設の実施設等における 福祉のまちづくり推進協議会の協力について

「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」

【概要】

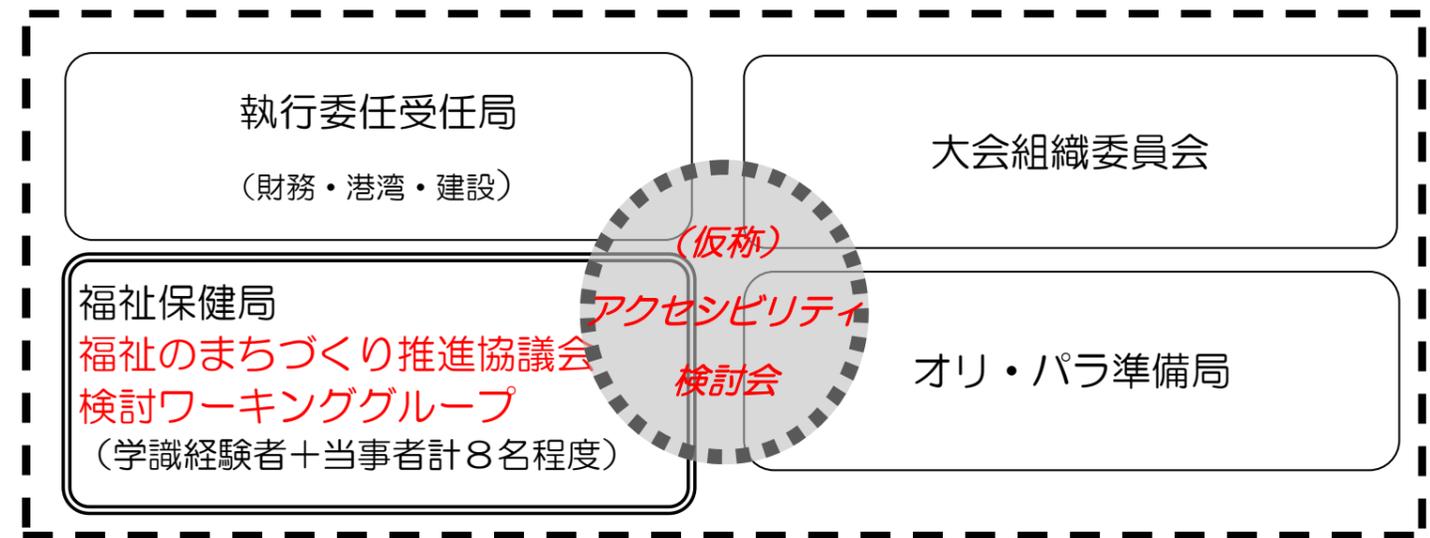
- 障害の有無に関わらず、全ての人々にとって参加しやすい大会となるようハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進に向け、組織委員会が策定する大会用ガイドライン
- 都は国とともにアクセシビリティ協議会に参画し、策定に関与
- 当該ガイドラインを、大会関係施設の整備や、情報発信・観客誘導等の大会運営に反映
- 公共交通事業者や地方公共団体等が管理するアクセス経路におけるバリアフリー化や、幅広い関係者による心のバリアフリーに向けて働きかけを行う。

【適用の対象】

- 大会会場の整備に適用
(仮施設や民間施設も含む競技会場、選手村を含む非競技会場)
- アクセス経路の整備に適用
(アクセシビリティに配慮が必要な観客の動線で組織委員会が指定)

都立の競技会場の適切な整備

- 都が整備する競技施設のバリアフリー化に向けて、設計段階でガイドラインを適切に活用
- さらに、福祉のまちづくり推進協議会の学識経験者及び障害当事者も参画して検討会を設置し、アクセシビリティの確保について検討



ワーキンググループの開催 (案)

- 誰もが使いやすい設計を目指して、各施設の実施設等の時期に開催
- 実施設等の進捗に応じて、各施設2～3回程度開催予定

